

## 住宅市街地総合整備事業に係る事後評価実施要領細目

### 第1 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省住市発第350号。以下「制度要綱」という。）に規定される住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に定める整備計画に基づいて行われる事業とする。

### 第2 事後評価を実施する事業

- 1 「事業完了」の定義  
原則として補助事業が完了した時点とする。
- 2 「事業の単位」の定義  
原則として制度要綱第5に規定する整備計画に定める整備計画の区域とする。

### 第3 事後評価の実施及び結果の公表

- 1 事後評価の実施主体  
事後評価は、原則として、当該住宅市街地総合整備事業の整備計画策定者が実施する。ただし、事後評価の実施に際しては、当該事業の施行者（制度要綱第2に規定する施行者をいう。以下同じ。）は、必要な協力を行うとともに、整備計画策定者は、施行者の意見を聴取することとする。
- 2 事後評価の実施時期  
事業完了後5年目の年度末までに実施する。
- 3 「事後評価に係る資料」の内容  
事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となる以下の資料を作成する。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。
  - ① 事業概要
  - ② 第4に定める項目に係る資料
- 4 改善措置の実施主体  
改善措置の実施主体は整備計画策定者とする。ただし、施行者が整備計画策定者と異なる場合にあつては、整備計画策定者は施行者と調整を行い、実施主体を決定するものとする。
- 5 結果等の公表方法  
国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3、国官技第351号の3。）第4の2に規定された「対応方針等の公表」の方法は、事後評価の実施主体における閲覧等によるものとする。

### 第4 評価の手法

実施要領第5の1及び3に基づき定めた評価手法として、別に定める「住宅市街地総合整備事業の事後評価項目・内容」における①から④の評価項目については事業完了後における実績の確認等を行う。⑤から⑦の評価項目については①から④の評価結果を踏まえ、必要性を検討する。

### 第5 施行期日

本細目は、平成20年4月1日から施行する。